

大和市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年7月28日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 河端恵美子

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 環境共生部（下水道事業会計分）
- 3 監査対象期間 令和7年4月～令和8年3月
- 4 監査年月日 令和8年7月28日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境共生部（下水道経営課、下水道・河川施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - （1）予算執行に関する事務
 - （2）人事給与に関する事務
 - （3）収入調定に関する事務
 - （4）行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - （5）契約に関する事務
 - （6）物品出納保管に関する事務
 - （7）固定資産管理に関する事務
 - （8）企業債の整理に関する事務
- 6 主な着眼点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。